

広島県立高等学校生徒を対象とした公開講座に関する協定書

一般社団法人教育ネットワーク中国（以下「教育ネットワーク」という。）加盟校を甲とし、広島県教育委員会を乙として、甲と乙は、甲の開設する公開講座を乙が所管する高等学校の生徒（以下「高校生」という。）が受講することについて、次のとおり協定を締結した。

（趣旨）

第1条 甲は、高校生を対象とした公開講座を開設することにより、高校生に大学における高度な教育・研究に触れる機会を提供し、高校と大学との円滑な接続を図る。

（公開講座の提示）

第2条 甲は、公開講座を開設する場合には、その公開講座名、開講時期及び受け入れ可能人数等を、乙を通じて、乙が所管する高等学校に提示する。

（受講生の推薦）

第3条 乙が所管する高等学校は、甲が前条により提示した人数の範囲において、公開講座を受けるために必要な意欲・適性・能力をもった高校生を甲に推薦する。

（受講生の受け入れ）

第4条 甲は、前条により推薦された高校生を、公開講座の受講生として受け入れる。

（賠償責任保険等）

第5条 乙は、受講生に対し、賠償責任保険等に加入させる。

（受講料等）

第6条 受講生は、甲の定める受講料を甲に納付する。

2 受講生は、公開講座の担当教員が指示するテキスト代等を負担する。

（図書館等の利用）

第7条 受講生は、甲が設置する附属図書館等の施設のうち甲が利用することを認める施設を利用することができる。

（規則等の遵守）

第8条 受講生は、甲の諸規則を遵守しなければならない。

（修了証書）

第9条 甲は、受講生に対し、受講状況を確認のうえ、修了証書を交付する。

（公開講座の報告）

第10条 甲は、受講の状況について、乙が所管する高等学校に報告するものとする。

（協定期間）

第11条 この協定は、締結の日から効力を有し、有効期間は1年間とする。ただし、この協定書の有効期間満了の4か月前までに、甲と乙のいずれからも改定の申し入れがな

いときは、さらに1年間更新するものとし、その後もまた同様とする。

(その他必要事項)

第12条 本協定書の甲の記名・押印は、教育ネットワークの代表理事が甲を代表して行う。

2 この協定に定める事項について疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

以上のとおり協定を締結したことを証するため、この証書2通を作成し、甲と乙が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

平成26年12月 2日